

見 積 要 領

1 見 積

- (1) 見積書に記名押印のないものは、無効とします。
- (2) 代理人が見積に参加する場合は、委任状を提出していただきます。
- (3) 代理人の見積は、代理人の記名を併記し押印をもって行うものとします。

2 決 定

- (1) 予定価格以下の最低の価格で見積った者と契約します。
- (2) 決定となる同価の見積者が2人以上あった場合は、くじ引きにより決定します。

3 見積回数

見積書の提出は、3回を限度とします。

4 見積辞退

見積を希望しない場合は、見積合わせの完了に至るまでの間は、いつでも見積を辞退することができます。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

5 契約締結期限

契約締結期限は、決定の日より5日以内（ただし、休日等が含まれる場合は、起算しない。）とします。

見 積 上 の 注 意 事 項

- (1) 見積書は、定刻までに提出しなければなりません。
- (2) 常に静粛にし、私語は絶対に慎んでください。
- (3) 見積書は、明瞭に記載してください。
- (4) 見積書の書換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 見積会場には、酒気を帯びての入場はできません。

見積執行者は、上記事項のうち、(2)、(5)に違反したと認めたときは、退場を命ずることがあります。